

経過的特例(※)により**難病指定医**に指定された医師の皆様へ

※ **専門医資格を有していない医師**が、平成29年3月31日までに研修受講を条件に指定医申請を行い、指定通知を受けた方（O1POで始まる指定医番号をお持ちの方）

1 指定医研修受講済みの指定医の皆様へ

「O1PO」で始まる指定医番号から、「O1TO」で始まる指定医番号に切り替える指定通知書を別添のとおり送付します。平成29年4月1日以降は「O1TO」で始まる指定医番号で臨床調査個人票を記載してください。（平成29年4月1日以降は「O1PO」の指定医番号は無効です。）

2 指定医研修未受講の指定医の皆様へ

- 経過的特例により難病指定医に指定された方が指定医研修を受講しない場合、**平成29年4月1日以降は指定の効力が失われます。**
- 指定の効力失効後、改めて指定医の申請を行う場合は、指定医研修の受講後でなければ申請できません。（指定申請書に研修の修了証書(写)を添付する必要があります。）
- 次回の道の指定医研修は、別紙のとおり平成29年4月23日（日曜日）です。
- 指定医研修は他県の研修を受講することも可能です。
ホームページ等で確認の上、直接主催者までお問い合わせいただきますようお願いいたします。
- 指定医・指定医療機関（様式含む）については、下記を参照してください。
平成29年2月3日現在の指定医の指定状況も公表しています。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tokusitu/tokushitsushitei01.htm>

3 今後の更新について

専門医の資格を有しない難病指定医及び協力難病指定医は、指定有効期間の前までに、知事が行う研修を受講後、当該研修の**修了証書を添えて更新申請**を行う必要があります。

更新のための指定医研修の申込みについては、別途ホームページ等でご案内します。

様式は上記ホームページを参照してください。

H29.2月現在の 難病指定医番号		次 回 更 新 (更新申請は指定有効期間の6か月前から申請可能)
参	O1POで始まる	更新申請書にH27～28に受講した修了証書を添付して申請
考	O1TOで始まる	平成29年4月以降、指定有効期間の前までに指定医研修を受講し、更新申請書に修了証書を添付して申請
	O1SOで始まる	研修受講不要 更新申請書に専門医の資格を有する書類を添付して申請

(参 考：4月以降の臨床調査個人票の記載)

指 定 医 番 号		～H29. 3. 31		H29. 4. 1～
難 病 指 定 医	O1POで始まる指定医番号 (研修受講前又は研修受講後に指定医申請を行った方)	研修受講済	O1POで始まる 指定医番号で臨床 調査個人票を記載	O1TOで始まる指定医番号 で臨床調査個人票を記載 (無効)
		研修未受講		
	O1TOで始まる指定医番号 (研修受講後に指定医申請を行った方)	O1TOで始まる指定医番号で 臨床調査個人票を記載		同 左
	O1SOで始まる指定医番号 (専門医資格を有していると して指定医申請を行った方)	O1SOで始まる指定医番号で 臨床調査個人票を記載		同 左
O1COで始まる指定医番号 (研修受講後に協力難病指定 医の申請を行った方)	O1COで始まる指定医番号で 臨床調査個人票を記載 (更新のみ)		同 左	
小 慢 指 定 医	O101●で始まる指定医番号 (専門医資格を有している として指定医申請を行った 方)	O101●で始まる指定医番号で 臨床調査個人票を記載		同 左
		O102●で始まる指定医番号 (研修受講前又は研修受講 後に指定医申請を行った方)	研修受講済	O102●で始まる 指定医番号で臨床調 査個人票を記載
研修未受講				

※ ●が1は道、2は札幌市、3は旭川市、4は函館市への申請・指定

経過的特例により**小慢指定医**に指定された医師(※)の皆様へ

※ **専門医資格を有していない医師**が、平成29年3月31日までに研修受講を条件に指定医申請を行い、指定通知を受けた者

1 指定医研修受講済みの指定医の皆様へ

現在の「01021」で始まる指定医番号を平成29年4月1日以降もそのまま使用してください。難病指定医のように番号の切替はありません。

2 指定医研修未受講の指定医の皆様へ

- 経過的特例により小慢指定医に指定された方が指定医研修を受講しない場合、**平成29年4月1日以降は指定の効力が失われます。**
- 指定の効力失効後、改めて指定医の申請を行う場合は、指定医研修の受講後でなければ申請できません。(指定申請書に研修の修了証書(写)を添付する必要があります。)
- 次回の道の指定医研修は、別紙のとおり平成29年4月23日(日曜日)です。
- 指定医研修は他県の研修を受講することも可能です。
ホームページ等で確認の上、直接主催者あてお問い合わせいただきますようお願いいたします。
- 指定医・指定医療機関(様式含む)については、下記を参照してください。
平成29年2月3日現在の指定医の指定状況も公表しています。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tokusitu/tokushitsushitei01.htm>

3 今後の更新について

専門医の資格を有しない小慢指定医は、難病指定医と違い、研修は一度受講すればよいこととなっています。

様式は上記ホームページを参照してください。

H29.2月現在の 小慢指定医番号	次 回 更 新 (更新申請は指定有効期間の6か月前から申請可能)
01011で始まる	更新申請書に前回の指定通知書の写しを添付して申請
01021で始まる	同 上

(参 考：4月以降の臨床調査個人票の記載)

	指 定 医 番 号	～H29.3.31		H29.4.1～
難 病 指 定 医	01P0で始まる指定医番号 (研修受講前又は研修受講後に指定医申請を行った方)	研修受講済	01P0で始まる 指定医番号で臨床 調査個人票を記載	01T0で始まる指定医番号 で臨床調査個人票を記載 (無効)
		研修未受講	01T0で始まる指定医番号で 臨床調査個人票を記載	
	01T0で始まる指定医番号 (研修受講後に指定医申請を行った方)	01T0で始まる指定医番号で 臨床調査個人票を記載		同 左
	01S0で始まる指定医番号 (専門医資格を有しているとして指定医申請を行った方)	01S0で始まる指定医番号で 臨床調査個人票を記載		同 左
	01C0で始まる指定医番号 (研修受講後に協力難病指定医の申請を行った方)	01C0で始まる指定医番号で 臨床調査個人票を記載		同 左
小 慢 指 定 医	0101●で始まる指定医番号 (専門医資格を有しているとして指定医申請を行った方)	0101●で始まる指定医番号で 臨床調査個人票を記載(更新のみ)		同 左
	0102●で始まる指定医番号 (研修受講前又は研修受講後に指定医申請を行った方)	研修受講済	0102●で始まる 指定医番号で臨床調 査個人票を記載	同 左 (無効)
		研修未受講		

※ ●が1は道、2は札幌市、3は旭川市、4は函館市への申請・指定